

滋賀県立大学同窓会「湖風会」人間看護学部支部「湖畔の会」会則

第1条 本会は、滋賀県立大学同窓会「湖風会」人間看護学部支部「湖畔の会」（以下本会という）と称し、事務局を滋賀県立大学内湖風会館に置く。

第2条 本会は、支部会員相互の親睦を図り、母校及び人間看護学部の発展に寄与することを目的とする。

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 会員相互の交流・親睦
- (2) 人間看護学部の発展への協力と会員との連携推進
- (3) その他本会の目的を達成するための事業

第4条 本会は、滋賀県立大学同窓会「湖風会」会員のうち、以下の会員で構成する。

- (1) 正会員
 - ① 滋賀県立短期大学看護部卒業生
 - ② 滋賀県立大学看護短期大学部卒業生
 - ③ 滋賀県立大学人間看護学部卒業生及び大学院修了生
- (2) 特別会員 滋賀県立短期大学看護部、滋賀県立大学看護短期大学部、滋賀県立大学人間看護学部教職員（退職者を含む）
- (3) 準会員 滋賀県立大学人間看護学部在学学生

第5条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 書記 1名
- (4) 会計 1名（学校理事が兼ねる）
- (5) 学校理事 2名
- (6) 理事 若干名
- (7) 監査 2名
- (8) 顧問 若干名

第6条 役員を選任は次の手続きに従う。

- (1) 役員を選任は会員の中より選出し、役員会で承認を得る。
- (2) 顧問を置くことができる。

第7条 役員の仕事は次の通りとする。

- (1) 会長は、本会を代表し会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時はその職務を代行する。
- (3) 書記は、本会の庶務をつかさどる。
- (4) 会計は、本会の会計をつかさどる。
- (5) 学校理事は、人間看護学部現教職員より選出され、うち1名は会計を兼ね、本会と人間看護学部の連絡の任に当たる。
- (6) 理事は、会務の運営に参画する。内1名は理事代表となる。
- (7) 監査は、会計監査を行う。

(8)顧問は、会務に関する事項について助言する。

(9)会長・副会長・書記・会計・理事代表は、本部「湖風会」の役員となり、本会と「湖風会」の連絡の任に当たる。

第8条 役員の任期は2年とし、再任は妨げない。

(1)会長の再任は1回とする。

(2)役員の欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

第9条 総会は2年に1回開催し、本会の会員をもって構成する。

(1)役員会での決議事項（活動実績など）を報告し、承認を得る。

(2)出席会員より、本会の運営に関する意見や提案を聴収する。

第10条 役員会は、第5条に規定する会長、副会長、書記、会計、学校理事、理事をもって構成し、次に掲げる事項を審議、執行する。

(1)事業計画の企画・立案に関する事項

(2)予算及び決算に関する事項

(3)役員の選任に関する事項

(4)会則の改廃に関する事項

(5)その他会長が必要と認めた事項

2 役員会の議長は会長、または会長が指名した者が行う。

3 役員会が必要と認めたものは会議に出席できる。

第11条 「湖風会」会則第14条に規定する評議員は、役員とクラス委員があたり、「湖風会」総会等に出席する。

2 クラス委員は、各クラスから2名以上選出され、本会と会員の連絡の任に当たる。

第12条 本会の経費は、湖風会からの活動助成金、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

第13条 本会の会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第14条 会計年度ごとに、監査を実施する。

第15条 本会則に定めのない事項については、役員会の承認を得て会長が定める。

付則

本会則は平成28年3月5日より施行する。

本会則は平成30年3月3日より施行する。

本会則は令和6年7月6日より施行する。